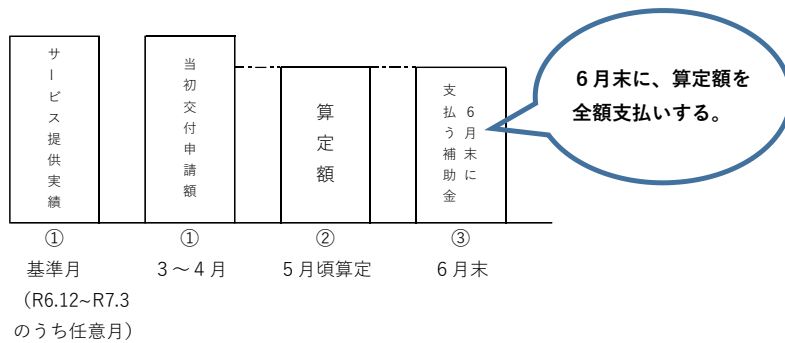


補助金の追加交付額について

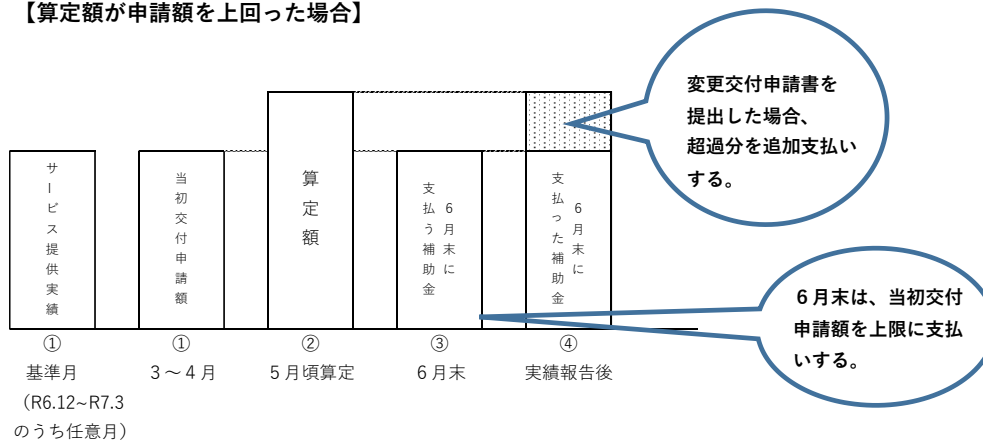
県は各法人の交付申請額と国保連合会による補助金算定額を比較し、いずれか低い方の金額を6月末に法人へ支払っております。

なお、補助金算定額が交付申請額を超過した法人においては、10月に変更交付申請を提出した場合に、12月下旬に超過額を支払う予定です。

【算定額が申請額を下回った場合】



【算定額が申請額を上回った場合】



補助金の返還について(重要)

10月の実績報告書提出時点までに、「法人が人件費や職場環境改善に要した経費」が「県から法人への補助金額」以上とならなかった場合は、令和6年度介護人材確保・職場環境改善等事業実施要綱にもとづき、県から法人へ支払済の補助金を全額返還いただくこととなっております。

つきましては、一時金等に充当するなどして、改善額が補助金額以上になるように改善をお願いいたします。

(参考)イメージ図

県から法人への補助金額
例：10万円

>

法人における改善経費
(一時金・職場環境改善経費)
例：9万9,999円

左記の例の場合、県から法人への補助金額10万円を全額返還いただくことになります。